

議案第 145 号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 16 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) ひとり親家庭等に係る医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードを提示する方法を追加する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年９月世田谷区条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し中「医療証」を「医療証等」に改め、同条中「規定する医療証」を「規定する医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（区長が別に定める場合に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和８年２月２日から施行する。